

主治医の先生へ

原爆症認定申請に係る書類の作成について（お願い）

原爆症認定審査は、厚生労働省に設置された審査会で、医師の意見書、健康診断個人票、及び申請疾病等ごとに添付が必要となる書類をもとに、疾病等の診断、当該疾病等の放射線起因性及び要医療性の確認を行います。意見書、健康診断個人票等の作成にあたっては、次のことにご注意ください。

1 意見書

意見書記載例を参考に作成してください。申請に係る疾病等の原因として、通常の医学的知見において想定される放射線以外の危険因子が存在すると考えられる場合にあっては、当該危険因子の存在及び具体的内容についても記入してください。

2 健康診断個人票

申請疾病等の状態を最もよく表している検査結果を記入してください。

3 審査に必要な書類等

下表のとおり、申請疾病ごとに「原爆症認定申請の添付書類の確認のための一覧表」が異なります。

★該当する番号の「原爆症認定申請の添付書類の確認のための一覧表」に**申請者氏名、申請疾病名**（意見書の「負傷又は疾病の名称」と一致させてください）を記載してください。

★添付書類の有無（「実施したが報告書なし」の場合は理由）を記載のうえ、「あり」の場合は添付書類をご用意ください。添付書類は原本のコピーでも差し支えありません。

番号	申請疾病
1	固形がん等の悪性新生物
2	白血病等（リンパ組織、造血組織及び関連組織の悪性新生物）
3	副甲状腺機能亢進症
4	心筋梗塞
5	甲状腺機能低下症
6	慢性肝炎・肝硬変
7	放射線白内障（加齢性白内障を除く）
8	その他の疾患

※ 原爆症認定申請には、意見書等の書類が必要ですので、被爆者の方からご相談があった場合、できるだけ迅速に対応していただきますようお願いいたします。なお、原爆症認定に伴う医療特別手当は申請された月の翌月から支給されます。

※ 申請者の方々の個々の状況によっては、更に追加で書類の提出をお願いすることもございます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。